

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）からのお知らせ

## ◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

### 障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

## ◎葬祭費について

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費2万円が支給されます。

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、死亡した方の保険証と葬祭を行った方の印鑑と通帳（口座が分かるもの）をもって役場住民福祉課または支所住民室まで葬祭費の申請をしてください。

【お問い合わせ先】 住民福祉課 ☎ 77-3614 住民室 ☎ 78-2212

## 国民年金の納付について

国民年金保険料の納付は口座振替が“便利”で“お得”です。金融機関等に行く手間と時間が省けますし、自動引落しで納め忘れの心配がありません。

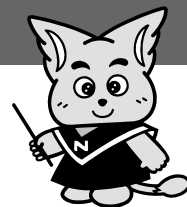
早割・前納を利用して最大3,690円の割引があり、手数料もかかりません。保険料を当月末の口座振替（早割）にすると月々50円（年間600円）お得です。

また、1年度分または6か月分の口座振替による前納はもっとお得です。1年度分の前納で3,690円、6か月分の前納で1,000円（年間2,000円）の割引となります。

前納のお申し込みは、①1年度分及び上期6ヶ月分（4月分～9月分）は2月末までに（平成22年度からの申込になります）、また、②下期6ヶ月分（10月分～翌年3月分）は8月末までに、社会保険事務所必着となるようにお早めにお申し込みください。

すでに口座振替で前納されている方は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

【お問い合わせ先】 徳島南社会保険事務所 ☎ 088-654-0219  
美波町住民福祉課 ☎ 77-3613 住民室 ☎ 78-2211



## 徳島県消費者情報センター からのお知らせ

消費生活相談では、商品やサービス（役務）の取引、安全性、品質、機能などについての苦情を受け付け、公平な立場に立って問題解決のお手伝いをします。

名称	電話番号	相談受付時間
徳島県消費者情報センター	(088) 623-0110	平日 8:30～18:00 土曜日 9:30～15:30 (土曜日は電話相談のみ)
南部総合県民局 (美波庁舎)	(0884) 74-7325	毎月第3木曜日 10:30～15:30 (受付は15時まで)
南部総合県民局 (阿南庁舎)	(0884) 24-4129	毎月第1木曜日 10:30～15:30 (受付は15時まで)